

共同生活の場(学校の寮等)における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて

資料1-5

岩手県新型コロナウイルス感染症
対策第50回本部員会議資料
令和4年2月25日
保健福祉部

今般の感染拡大を踏まえ、共同生活の場(学校の寮等)における新型コロナウイルス感染症対策の必要性に鑑み、下記の集団感染を防ぐポイントを踏まえ、ガイドラインを作成します。

共同生活の場(学校の寮等)は、感染拡大のリスクが高く、全国でも多くの集団感染が発生しています。集団感染を防ぐためには、日々の感染予防策の徹底とともに、「感染者の早期把握」、「迅速な感染拡大防止策実施すること」が重要です。あらかじめ「責任者は誰か」「予防の体制」「連絡体制」等、役割やルールを決め、組織的に取り組むことが、感染発生時の迅速な対応につながります。

①感染発生時の連絡・情報共有体制の構築

- 陽性者(濃厚接触者)・体調不良者が発生した時の連絡体制が決まっていますか？
- 連絡体制は、入寮者に共有されていますか？

②感染発生時の役割や対応方針の明確化

- 陽性者が発生した時に、誰が何を対応するか決まっていますか？
- 事前に、陽性者発生時の対応方針を決めていますか？

③日々の健康管理の徹底

- 入寮者の日々の健康チェックを行っていますか？誰が行うか決めていますか？

④相談体制の構築

- 入寮者が健康相談のできる窓口はありますか？

⑤最新の情報に基づく対策を

- 常に最新の情報を得て、適切な感染予防対策を行っていますか？

参考資料：東京 iCDC 専門家ボード感染制御チーム作成資料

共同生活の場(学校の寮等)で感染者が発生した場合の対応の考え方(フロー図)

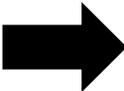
PCR検査等の結果を受けた入寮者・職員からの連絡により、感染の発生が判明



感染の発生を(あらかじめ定めておいたルートに従い)管理職に報告
※行政担当部署へも報告する



陽性者は保健所の指示に従い施設の状況や陽性者の特性を踏まえ
・医療機関に入院
・宿泊療養施設に入所
・自宅療養(寮内等)
の対応となる



共同生活の場の対応
○保健所からの依頼に対応する
・感染者の行動の情報収集 など
○保健所の指示により、寮内等の消毒を実施する
○感染者の入院・入所・自宅療養等に対応する



他の入寮者も保健所の指示に従い、PCR検査等を受ける



陽性となった入寮者

陰性となった入寮者



他者との接触を避けて生活し、2週間(オミクロン株の場合は接触があった日の翌日から7日間)の健康観察を行う